

RENEW/2023におけるタクシー利用提案書

一般社団法人SOE

代表理事 内田徹

RENEW/2023の開催にあたって、武生交通圏（越前市）のタクシー会社2社について、一時的な営業区域外における運送の実施を要望する。

【RENEW/2023開催概要】

RENEWは、福井県鯖江市・越前市・越前町で開催する、持続可能な地域づくりを目指しているオープンファクトリーイベントである。会期中は普段入れない工房を開放し、見学や体験を通じてものづくりに親しめる。

日時：2023年10月6日(金)～8日(日)

場所：福井県鯖江市・越前市・越前町

総合案内：うるしの里会館



【背景】



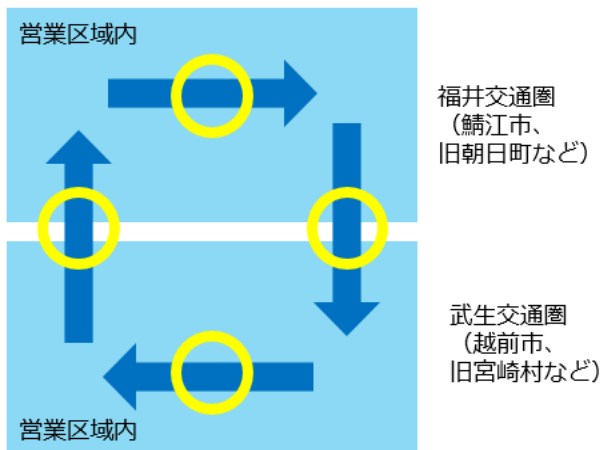
RENEWは、会場の各地にある工房を舞台にもものづくりの見学や体験を楽しめるイベントであるが、工房から工房間は、徒歩移動が難しい距離のことも多く、イベントを楽しむためには車移動が必須である。来場者の中で、公共交通機関でイベントに訪れる方もおり、工房間の移動にはタクシーを利用している。

これまでも、RENEWではタクシーを利用した工房間の移動を促していたが、タクシーの営業区域の影響で、効率的なタクシー運用ができないことも多く、利用者の待ち時間の増加に繋がっていた。

営業区域については、RENEW開催エリア内において鯖江市2社、越前市2社、越前町1社は福井交通圏および武生交通圏で、両圏域内または圏域をまたぐ、運行が可能となっている。(下図パターン1)。一方で、他の越前市の2社は、福井交通圏内での運行ができず、利用者の利便性の低下に繋がっていた。(下図パターン2)。

パターン1

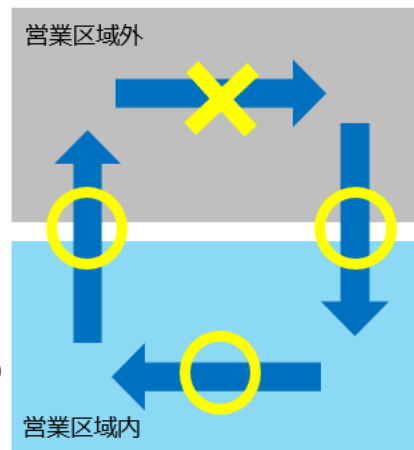
TAXI 鯖江市のタクシー2社（鯖江、相互）
旧朝日町のタクシー1社（アサヒ）



TAXI 越前市のタクシー2社
(武生、ヤマト)

⇒発地・着地が、Renew開催地の
いずれの地点でも運送可能

パターン2



TAXI 越前市のタクシー2社
(丸越、小松)

⇒発地・着地がともに鯖江市内
(営業区域外) となる運送は不可

参考：福井県内のタクシー営業区域について（全8区域）

- ①福井交通圏
→福江市、鯖江市、あわら市、坂井市、永平寺町、越前町（旧朝日町区域）
- ②敦賀交通圏
→敦賀市、美浜町、若狭町（旧三方町区域）
- ③武生交通圏
→越前市、池田町、南越前町、越前町（旧朝日町区域を除く）
- ④勝山市
- ⑤大野市
- ⑥小浜市
- ⑦大飯郡
→高浜町、おおい町
- ⑧遠敷郡
→若狭町（旧上中町区域）

【要望内容】

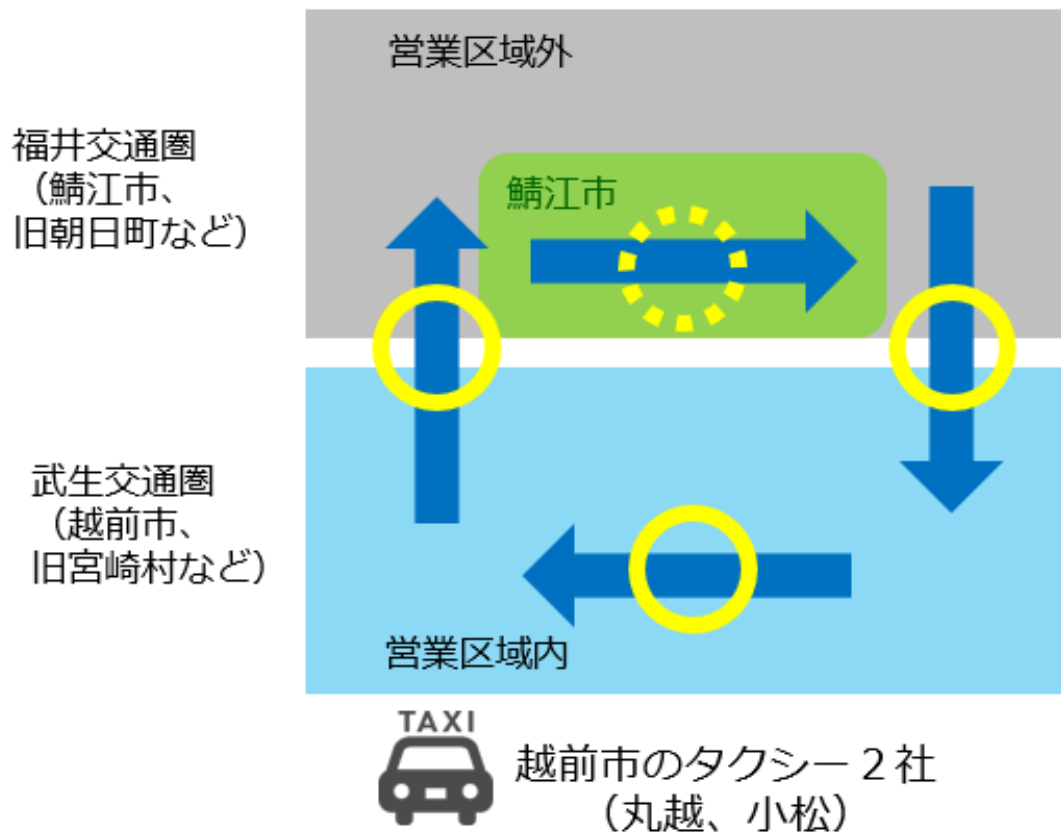
RENEW/2023の会期中、交通利用者の増加が考えられる。

そこでイベント会期中は、以下の武生交通圏（越前市）のタクシー会社2社について、一時的な営業区域外における運送の実施を要望する。

- ・ 丸越タクシー
- ・ 小松タクシー

イベント会期：10月6日(金) 0:00～8日(日) 23:59

こうした措置により、当該2社のタクシーが、越前和紙工リア（越前市）から越前漆器工リア（鯖江市）に旅客を運送した後で、そのまま他の旅客を鯖江市内において乗降させることなどが可能となり、より利便性の高い運送サービスが提供できる。



※参考条文

○道路運送法

(禁止行為)

第二十条 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。第二号において「営業区域外旅客運送」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 災害の場合その他緊急を要するとき。
- 二 地域の旅客輸送需要に応じた運送サービスの提供を確保することが困難な場合として国土交通省令で定める場合において、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間において当該地域における旅客輸送を確保するため営業区域外旅客運送が必要であることについて協議が調った場合であつて、輸送の安全又は旅客の利便の確保に支障を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認めるとき。

○道路運送法施行規則

(営業区域外旅客運送の禁止の特例)

第十八条の二 法第二十条第二号の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において、当該地域の一部又は全部を営業区域とする一般旅客自動車運送事業者による輸送が困難な場合
- 二 一時的な輸送需要量の増加が見込まれる地域において、当該地域の一部又は全部を営業区域とする一般旅客自動車運送事業者による供給輸送力では当該増加に対応することが困難な場合

(法第二十条第二号の関係者)

第十八条の三 法第二十条第二号の国土交通省令で定める関係者は、地域公共交通会議又は協議会の構成員とする。

○地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方について

〔別紙〕地域公共交通会議及び運営協議会の設置並びに運営に関するガイドライン

3. 協議を行うに当たっての具体的指針

(4) 一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域の見直し等に関する事項

既存の輸送資源を活用した地域の持続可能な交通ネットワークの構築の観点から、地方公共団体の発意により、一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域の見直し等を協議事項とすることができる。なお、法第20条第2号の協議を行う場合には、次の事項について協議するものとする。

- ① 営業区域外旅客運送の必要性
- ② 営業区域外旅客運送の対象となる地域
- ③ 営業区域外旅客運送を行う事業者
- ④ 営業区域外旅客運送を行う期間
- ⑤ その他必要な事項